

浜松大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、浜松大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学案内をはじめとする各種印刷物、ホームページ、各種式典における理事長・学長挨拶などを通じて、建学の精神、教育理念、教育の目的及びアドミッションポリシーを、学内外に周知する努力がなされている。

多様な入試形態が設定されており、また中国の大学と提携して計画的に留学生を受入れるなど、学生確保の努力がなされているが、学部の入学生員が未充足である。

「基礎教育センター」と3つの特別委員会（教養教育委員会、体育教育委員会、語学教育委員会）が設置され、教養教育の充実が図られている。

部長会、全学教授会、全学学部会議、各種委員会が設置されており、各学部にはそれぞれ教授会、学部会議、学科会議、大学院研究科には研究科委員会が設置され、学部、学科、研究科、大学全体の教育研究に関する事項について審議できる体制が整備され、機能している。

「基礎教育センター」「就職支援センター」「インターンシップセンター」の連携のもと、充実した入学前教育、個別学習の相談、就職支援などが行われている。

大学設置基準上必要な専任教員数は確保されており、各学部の専任教員の比率も高く、職位別教員構成も概ね適切である。また、専任教員に公開授業や授業参観を義務付けるなど、教職員の資質向上を図る取組みが積極的に行われている。

理事長を補佐する副理事長を二人制として業務分担を行い、常務理事会を頻繁に開催し理事長のリーダーシップが十分に発揮できるようにしている。また、理事長の職務執行に関する意思決定及び連絡調整のために、「所属上長会議」「本部・大学・短大・専門学校打合せ会」「学園連絡会」といった会議・組織を設置し、それらを通して、教学部門と管理部門の連携協力・合意形成が行われている。

「自己点検・評価運営委員会」を設置して活動を行っているが、その活動はいまだ十分とは言えず、点検・評価の結果を大学運営の改善・向上につなげるシステムの構築が望まれる。

法人全体としては繰越消費収支差額がマイナスであるが、平成20(2008)年度末の貸借対照表によれば資産総額に対するその割合は小さく回復は見込める状態にある。

外部資金獲得は十分とはいえず、「総合研究所」を中心として、外部資金獲得のための意識高揚が図られているが、なお一層の努力が望まれる。

校地及び校舎面積など設置基準を十分満たしているが、学部・学科構成が幅広い点にかんがみ、図書館の蔵書、特に専門書や電子ジャーナル、の一層の充実が求められる。

環境面では、ビオトープ（自然体験場所）、けやき広場、日本庭園（人工庭園）が整備され、これらの施設を利用して、アウトドア演習、自然体験学習、親子教室などが行われ、特色ある教育・地域との交流がなされている。

また、エクステンションセンターを中心として、地域、企業との協力関係が保たれており、これらの連携事業の成果が学生の教育に役立っている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

創設時に「建学の精神顕彰委員会」によって制定された建学の精神が、学則をはじめ、大学案内、学生生活ガイドブック、学園誌、掲示板、ホームページなどに記載されており、学内外に示されている。また、入学式・卒業式における理事長挨拶や学長告示、各種式典、各種研修会、各種文化活動・社会活動などを通して、建学の精神と教育理念を内外に周知する努力がなされている。

更に、学則の第 1 条に大学の使命・目的が明確に示されており、学生はもとより教職員が常に目にすることができるようになっている。

学外には建学の精神を明示した大学紹介冊子「リクルートサポート」を作成し、企業に配付している。

【優れた点】

- ・企業向け大学紹介冊子「リクルートサポート」の中で建学の精神、大学の使命・目的について説明している点は高く評価できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究のための基本的な組織として、社会のニーズや地域性を生かした学部、学科、研究科などと、これらと地域とをつなぐものとして「総合研究所」を設置しており、大学

の使命・目的を達成するための組織としては適切に構成されている。各組織相互の関連性については、いずれも設立後間のない学部・学科で構成されていることもあり、今後の実績を踏まえて更なる連携が期待される。

教育研究に関わる意思決定機関は、大学としては部長会、全学教授会、全学学部会議、各種委員会が設置されている。各学部にはそれぞれ教授会、学部会議、学科会議、大学院研究科には研究科委員会が設置され、学部、学科、研究科、大学全体の教育研究に関する事項について審議できる体制がとられている。しかし、それらの機能、役割はより明確化が必要である。

教養教育は、全学的な基礎教育科目を中心として組織的に取組まれており、また「基礎教育センター」と3つの特別委員会（教養教育委員会、体育教育委員会、語学教育委員会）が設置され、教養教育を一層充実させるものとして機能している。更に、「基礎教育センター」と「初年次教育検討委員会」が中心となって初年次教育を体系的に実践しており、学生の学習意欲向上、問題学生の早期発見・指導について適切な運営がなされている。

基準3．教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

建学の精神が学則に定められ、これに基づいてビジネスデザイン学部、健康プロデュース学部、大学院、留学生別科の教育目的が明確に設定されている。この教育目的を達成するための教育課程の編成方針が適切に設定され、公表されている。

教育課程の編成について、ビジネスデザイン学部においては、人間教育科目をはじめとする共通基礎教育科目が充実している。また、プロジェクトゼミとホームゼミの二つのゼミを少人数で設定し、経営の現場から実務家を招いて授業を行うなど、実践的な教育方法も取入れている。健康プロデュース学部においても、教養文化科目をはじめとする基礎教育科目が充実している。授業科目の特性に応じて講義、演習、実験・実習という教育方法が適切にバランスよく取入れられている。しかし、健康栄養学科では管理栄養士の合格率を高める課題や、心身マネジメント学科では健康運動実践指導者の理論試験への抜本的な対策が求められる。

教育目的の達成状況については、ビジネスデザイン学部、健康プロデュース学部のいずれにおいても携帯端末（ハンディターミナル）を活用して学生の出席状況が把握されており、学生指導に役立てられている。また、ビジネスデザイン学部の資格取得系のプロジェクトゼミでは、その合格率を翌年度の履修の手引きに記載するなどして、広く学生に公表し勉学意欲の増進にも役立てられている。

【参考意見】

- ・大学院の成績評価基準が大学院の学則などに定められておらず、規程化することが望まれる。

- ・ビジネスデザイン学部、健康プロデュース学部のいずれも、年間履修登録単位数の上限が各学年とも 50 単位を超えているので見直しをすることが望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神に基づいてアドミッションポリシーが示され、これに従って多様な入試形態が設定されている。また、中国の大学と提携して計画的に留学生を受入れている。ただし、ビジネスデザイン学部、健康プロデュース学部とも学園内の高校からの進学者が少なく、更に入学定員が未充足という問題を抱えている。

学生の学習支援については、「基礎教育センター」が設置され、入学前教育や個別学習の相談、更には基礎学力テストなどを実施している。また、専門分野の学習内容や授業内容について学生が教員の指定する時間帯に研究室を訪れ、個別の指導を受けることができる「PAS(Personal Advisory System)制度」による学生個別面談や授業調査、学長直行便などを設け、学生の意見や要望が反映される仕組みが整備されている。

就職支援については、就職支援センターが個々の学生の相談窓口になっており、計画的な支援プログラムが行われている。また「インターンシップセンター」が設置され、学生のインターンシップへの参加を組織的に促進する取組みが行われているが、今後参加学生を増やすことが課題となっている。

学生サービスについては、広大なキャンパスに各種体育施設や運動部学生向け学生寮や留学生のための寮が設置されている。スクールバスでの通学という利便性も確保され、食堂や売店も適切に管理運営されている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学設置基準上必要な専任教員数は十分確保されており、教育課程を遂行するための体制は整備されている。教員構成については、専任率が各学部で高い比率となっており、職位別教員構成も概ね適切である。

教員の採用・昇任については、「常葉学園 大学教育職員任用・昇任規程」により「常葉学園 大学教育職員任用基準」と「常葉学園 大学教育職員昇任基準」が整備されている。これらの規程に基づき、人事委員会が中心となって学部の意向を反映し適切に運用されている。

「常葉学園 大学教育職員の勤務に関する規程」により、基本的に教員の基準担当時間が

定められており、かつ役職者と大学院授業を担当している教員や基準担当時間を超過した教員に対する柔軟な対応もなされており、制度として適切な体制が確立されている。

教育研究活動向上のための取組みとしては、各種教職員研修会や FD 委員会が作成した「浜松大学の FD 活動における授業方法研究会実施要項」により、専任教員に公開授業や授業参観を義務付けるなど、教職員の資質向上を図る取組みが積極的に行われている。また、教員の教育研究活動などに係る評価は、「常葉学園 大学教育職員の職務評価実施要領」に基づき、教育実践・学術研究及び社会活動・学務・勤務実績の 4 分野について評価基準が定められており適切な評価が実施されている。

【優れた点】

- ・「浜松大学の FD 活動における授業方法研究会実施要項」に基づき、専任教員に授業公開と授業参観を義務付けていることは、教員の資質向上を図るための取組みとして高く評価できる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

「常葉学園組織規程」において、事務組織及び所掌事務などが定められており、それに基づいて事務業務が遂行されている。

大学の規模からすると専任職員は比較的少ないが、企画・立案を必要とする業務に専任職員を、定型的な業務には非常勤職員を割振り、業務内容に応じて効率的に事務を行えるように努めている。しかし、いまだ十分に機能しているとはいえないので、今後、職員が企画・立案を積極的に行っていくよう事務体制の更なる整備が望まれる。

職員の採用・昇任・異動については、「学校法人常葉学園就業規則」や「常葉学園職員勤務評定実施要領」などに基づいて、法人本部が一括して行っている。

教育研究支援のための事務体制については、概ね適切に整備されている。今後は、教育ニーズ、学生ニーズの多様化、複雑化に柔軟に対応できる部署間のより強力な連携体制が望まれる。なお、職員と教員が連携・協力して教育研究支援に取り組む努力はなされている。

事務職員の資質・能力向上を図るために、学園全体としての研修会と大学が独自に実施する研修会とを開催している。また、外部の研修にも職員を業務に支障のない範囲で参加させている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人全体の管理運営は、「学校法人常葉学園寄附行為」「学校法人常葉学園理事会運営規程」「学校法人常葉学園監事監査規程」「常葉学園常務理事業務分掌規程」などにより適切に行われている。また、管理運営体制についても、「学校法人常葉学園寄附行為」に則って整備されている。

理事会及び評議員会の開催や審議内容についても、寄附行為に基づいて適切に運営されている。

理事長を補佐する副理事長を二人制とし業務分担を行い、常務理事会を頻繁に開催し、理事長のリーダーシップが十分に発揮できるようにしている。また、理事長の職務執行に関する意思決定及び連絡調整のために、「所属上長会議」「本部・大学・短大・専門学校打合せ会」「学園連絡会」などの組織を設置している。これらの会議を通して、教学部門と管理部門の連携協力、合意形成が行われている。

自己点検・評価については、「自己点検・評価運営委員会」を設置して活動を行っているが、十分な点検・評価が行われているとはいえない。今後は自己点検・評価活動が適切に機能するよう努め、その結果を教育研究など大学運営の改善・向上につなげるシステムの構築が望まれる。

諸規程の見直しに関しては、「常葉学園規程等改正委員会」を設置し、積極的に取り組んでいる。

【参考意見】

- ・自己点検・評価については、大学の教育研究や運営の全般について実態を把握し、報告書をホームページ上で公表するとともに、改善・向上につながるような活動を実施することが望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

法人全体としては繰越消費収支差額がマイナスである。しかし、平成 20(2008)年度末の貸借対照表によれば資産総額に対するその割合は小さく回復は見込める状態にある。中・長期計画も十分練られていない上、第 2 号基本金の組入れもないが、事実上「財政調整資金引当特定資産」が今後の投資資金として蓄えられている。大学においては例年消費収支の赤字が続き、主に学生数の定員割れが要因となっており、早急かつ具体的対応が必要である。

情報公開は多様な方法でなされているが第三者からみて分かりやすい解説を加えることが望まれる。ただし、現在財務情報を含めた学園全体の情報公開について検討が進められている。

監査体制については、監査法人・監事・内部監査室相互の連携・協力体制が整っている。

業務監査については十分ではないが、会計監査については監査法人の監査は丁寧であり、学園とも連携し合いながら行っている。

外部からの資金獲得には強化策を講ずる必要があるが、外部資金獲得のための意識高揚が進められている。

【参考意見】

- ・入学定員を充足し、消費収支の支出超過を抑制するための取組みが望まれる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地及び校舎面積などは設置基準を十分満たしている。講義棟、体育館、図書館、学生ホール、食堂などの施設は校地内に合理的に配置され、学生が利用しやすくなっている。図書館も「常葉学園学術ネットワーク」や地域開放、利用促進などニーズに合わせて対応が進んでいる。開館時間は午後 8 時までと大学院生の利用にも配慮されている。しかし、学部・学科構成が幅広く、専門書のより一層の充実が求められる。

建物はすべて建築基準法改正後の建設であるため耐震性は問題ないが、地盤沈下が生じているので再確認が望まれる。バリアフリー対策については障害がある学生に対応する必要がある。

環境面では、ビオトープ（自然体験場所）、けやき広場、日本庭園（人工庭園）が整備され、自然の中の教育環境として学生が日常憩える対策が講じられている。厚生面でも、多くの箇所にベンチやテーブルが配置されている。学生・教員間のコミュニケーションを図る場としても活用されているバーベキューコーナーなども用意されており、利用度も高い。学生の意見を取入れながら食堂業者選定が行われ、コンビニエンスストアや ATM が設置されるなどきめ細かい対応がなされている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

グラウンド、サッカー場、野球場、テニスコート、体育館などのスポーツ施設のほか、ホール、教室についても授業や課外活動に支障のない範囲で地域社会に開放している。特にホールは 1,200 人の収容能力があり、地域で貴重なイベント会場となっており、近隣の学校や幼稚園の行事などにも利用されている。

人的資源を地域に還元するためにエクステンションセンターを設置し、一般社会人を対

象とした公開講座を開講している。エクステンションセンターや「総合研究所」を中心として、地域、企業との協力関係が保たれており、これらの連携事業の成果が学生の社会人教育や起業教育に役立っている。

近隣の小学校や高等学校とも積極的に連携を図っている。浜松市立都田小学校との連携では、小学校で実施している食育、体育、クラブ活動などの時間に、教員及び学生を派遣し教育支援を行っている。また、学校行事にも積極的に参加し、学生と連携した研究授業も実施し、小学校の教育活動に大いに貢献している。

このように大学が持っている物的・人的資源を積極的に社会に提供し、企業や地域社会との協力関係が構築されている。

【優れた点】

- ・大学が持っている人的資源を地域社会に積極的に提供するために、公開講座の無料開講をはじめ、都田小学校との連携、地域企業との協力などの取組みを組織的に行っている点は高く評価できる。
- ・ホールやスポーツ施設など大学の施設を積極的に市民に開放している点は高く評価できる。
- ・「学生ビジネスプランコンテスト」を組織化し運営することにより、学生の起業教育を推進するとともに、そのプランのレベルアップを図るために企業からアドバイスを受けることや商品化を通して、地域社会との適切な関係が構築されている点は高く評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

就業規則、管理規則などの規程整備、また「危機管理規程」「研究倫理規程」「動物実験規程」「個人情報取扱規程」「公益通報に関する規程」など公的機関として必要な規程は整備されている。なお、規程を教職員に配付するなど学内への周知もなされている。これらの基本として就業規則第 3 条において、基本的人権と福祉がうたわれており、法人としての姿勢が明確である。しかし、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント対策や、個人情報保護法への理解などにおいては、学内教職員への研修が十分とはいえず、なお一層の徹底を図る必要がある。

防災に関しては、マニュアルが整備され、また訓練も定期的に行われていることに加え、地域との連携にも配慮がなされている。また、協議機関である危機管理委員会についてはより一層の機能的な取組みが望まれる。

広報については入試広報課を中心に多様な施策が講じられている。教員の研究意欲高揚のためにも積極的な研究成果の公表が必要であるが、学園及び大学の基本情報は広報誌を通じて保護者や学生が常に入手できるようになっている。

